

成年後見制度に係る市長による審判請求及び支援事業の件数等実績表(平成27年度)

障害福祉課

●審判請求

件数	費用(円)	備考
1	9,562	申立て手数料(印紙代、切手代)、 診断書料、後見登録手数料等

高齢福祉課

●審判請求

件数	費用(円)	備考
2	34,392	申立て手数料(印紙代、切手代)、 診断書料等、後見人扶助費

軽度生活援助	65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯で前年所得が200万円以下の方を対象に、自立した生活が送れるよう、外出の付添い、食事の支度、草取り、庭木の手入れ等のお手伝いをします。	月延利用者数 882人	月延利用者数 916人
外出支援サービス	通常の自動車に乗れない高齢者が、車椅子用昇降機やストレッチャー用昇降機を装備した福祉タクシー（市が契約した事業者のみ）を利用したときに運賃の助成をします。	520人	563人
成年後見制度 利用支援	判断能力が不十分な認知症高齢者のうち、身寄りがない場合など当事者による申立が期待できない状況にある方について、市が代わって審判の請求をします。	1人	2人

(3) 家族介護支援

区分	内容	26年度実績	27年度実績
在宅ねたきり高齢者等介護人手当	ねたきり又は認知症の状態が3か月以上継続している65歳以上の高齢者を家庭で常時介護している人に手当を支給しています。 ただし、次のいずれかに該当するときは、対象になりません。 ア 医療機関等に入院又は入所しているとき。 イ 市内に住所のないとき。 毎年1回「受給資格現況届」を提出していただきます。手当の支給額と支払方法は、月額3,000円を4月、8月、12月の3回に分けて、それぞれ前月までの4か月分をまとめて、介護人の指定する口座へ振り込みます。	月平均 341人	月平均 354人
在宅ねたきり高齢者等おむつ支給手当	在宅ねたきり高齢者等介護人手当の受給者で、おむつの必要な高齢者を介護している人を対象におむつ費用を助成するもので、月額7,000円分（市民税非課税世帯8,000円）の利用券を交付しています。 4月、8月、12月の3回に分けて、民生委員を通じてお渡しします。 市内の指定薬局店で利用できます。	月平均 313人	月平均 306人
家族介護教室 *社協事業	高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした生活を送れるよう、各種教室を開催したり、相談に応じています。	8地区 114回 延べ3,452人	8地区 76回 延べ2,175人
徘徊高齢者家族支援	徘徊のみられる高齢者を家庭で介護している方に、徘徊性高齢者が所在不明となっても居場所がわかる所在確認用端末をお貸しします。	13人	22人

8 地域生活支援事業 (障害福祉課)

以下のものは、平成18年10月からは地域生活支援事業として位置付け実施しています。

1) 障害者相談支援事業

障害者やその家族等からの障害福祉サービスの利用などの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。

ふれあいサービスセンターにおける相談件数

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談件数(件)	1,162	1,079	1,138

2) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用している障害者、又はこれから利用しようとする障害者で、本人に判断能力がなく、配偶者や2親等以内の親族がいない方を対象に、当事者が審判請求できない状況にある人に代わって市が審判の請求をします。諸経費は利用者負担となります。

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用実績(件)	1	1	1

3) 手話通訳

聴覚障害者が市役所窓口で困らないよう、毎週月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで専任の手話通訳者を配置しています。(昭和60年4月から)

また、医療など社会生活をおくる上で、手話通訳を必要とする聴覚障害者や、障害者との交流や手話の普及のために行事を行う団体に、手話通訳者を派遣する制度を実施しています。

(平成9年4月から)

この事業は地域生活支援事業に位置付けられ、愛知県聴覚障害者協会に委託することにより広域派遣(県内)もできるようになりました。(平成18年10月から)

利用実績(広域派遣を含む。)

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
市役所窓口(件)	1,253	1,327	1,220
派遣人数(人)	250	239	230